

---

---

# 豊 浜 小 学 校 P T A 規 約

---

---

## 名称

第1条 本会は、豊浜小学校PTAと称し、事務局を豊浜小学校内に置く。

## 目的

第2条 本会は、次の諸項を目的とする。

- 1 学校及び児童の福祉の増進を図る。
- 2 児童の訓育について、父母と学校職員が理解ある協力ができるよう密接な連絡を図る。
- 3 児童の知育・体育・社会教育の面において最大の利益をもたらすように努める。
- 4 児童の教養の水準を、現在並びに将来にわたって伸ばし高めるために、会員の教養の向上に努める。
- 5 新しい教育法に対する理解を深める。
- 6 教育に関する研究への助成と、教育振興に関する諸事項を実行する。

## 方針

第3条 本会は、次の諸項の方針に従って事業を行うものとする。

- 1 本会の事業は、委員会で計画し実行する。
- 2 本会は、学校経営に協力して、小学校教育の向上、児童の福祉の増進を図る。
- 3 本会は、学校教育、教育委員会等との連携を密にして研究討議し、教育活動推進への意見を具申し、参考資料を提出することができる。しかし、直接、学校経営方針並びに教育内容について関与することはできない。
- 4 本会は、営利を目的としたり、特定の宗教政党に偏した活動をししたりしてはならない。
- 5 本会の名称及び役職名を、営利、宗教、政党などの活動を目的として使用してはならない。

## 会員の資格及び権利義務

第4条 本会の会員の資格及び権利義務は、次の通りとする。

- 1 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。
- 2 正会員は、豊浜小学校の保護者並びに学校職員とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同したものとする。
- 4 保護者は、賛助会員を兼ねることができる。
- 5 会員はすべての平等の権利と義務を有する。

## 会計

第5条 本会の経費は、会費・助成金及び自発的寄付金によって支弁する。

- 1 本会の会費は、毎年度初めの総会において決定する。
- 2 賛助会員は、別に定める。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 役員の資格及び権利義務

第6条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	4名
事 務 局 長	1名	事務局次長	3名
書 記	4名	会 計	3名
特別委員会委員長	若干名	常任委員長	4名
会 計 監 査	3名		

- 2 会長・副会長・会計監査は、評議員が推薦し、総会の承認を得なければならない。
- 3 事務局長・事務局次長・書記・会計・常任委員長は、会長が委嘱し、総会の承認を得なければならない。
- 4 役員任期は1年とするが、再任を妨げない。但し、任期が満了しても、次の役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 役員の仕事

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務の一切を掌握する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は会長を代行する。
- 3 事務局長は、会長・副会長を補佐し、事務局を統括し、諸会合の計画調整等を行い、その執行に参加して、常に本会の円滑な運営に努める。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の時は、局長を代行し、諸会合等の計画調整を行い、本会の円滑な運営のために協力する。
- 5 書記は、本会のすべての会議の正確な記録をとり、各種会合の通知・連絡等を行う。
- 6 会計は、本会のすべての収支を正確に記帳し、総会において報告し、年度始めの総会には、予算決算の報告をする。
- 7 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を次年度始めの総会に報告する。

## 評議員の構成・選出・仕事・及び任期

第8条

- 1 評議員会は、自治会評議員・学級評議員・学校長・学校職員及び第6条1項に該当するものをもって構成する。
- 2 評議員は、次の方法により選出する。
  - (1) 自治会を代表する評議員は、各自治会において3名選出する。但し、その運営上必要ありと認められた場合は、評議員会の承認を得て増減員することができる。
  - (2) 学級の代表を、各学級において2名選出する。
  - (3) 学年を代表する学校職員は、各学年から1名選出する。
- 3 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、仕事は次の通りとする。
  - (1) 役員等の推薦並びに選出
  - (2) 各委員会において立案された事業計画の審議と承認
  - (3) 総会に提出する予算・決算並びに各報告書等の審議と承認
  - (4) 委員会の設置と執行に関する事項
  - (5) 規約による運営細則・諸規定の審議と承認
  - (6) その他本会運営に関する審議
- 4 各評議員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

## 顧問

第9条 本会には顧問を置くことができる。

- 1 顧問は委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 2 顧問は若干名とし、本会の重要な事項につき助言を与え、円滑な活動を促進させるよう協力する。

## 委員会の構成及び仕事

第10条 本会の委員会の構成・仕事は次の通りとする。

- 1 本会には、実行委員会・常任委員会・特別委員会及び事務局を設置する。
- 2 実行委員会は、校長及び役員で構成される。
- 3 実行委員会の仕事は、次の通りである。
  - (1) 各委員会において立案された事業計画の検討
  - (2) 総会に提出する予算・決算・報告書等の作成
  - (3) 特別委員会の設置と解散に関する事項
  - (4) 規約による運営細則・諸規定等の制定に関する事項
  - (5) 事務局運営についての委任と指示に関する事項
  - (6) その他、会員より委任された事項の処理
- 4 常任委員会は、次の委員会をもって構成する。
  - (1) 文化研修委員会
  - (2) 保健安全委員会
  - (3) 子ども会委員会

※令和3年度より校外補導委員会と保健体育委員会を統合し、保健安全委員会を新設する。

- 5 常任委員会の任務は、次の通りとする。
  - (1) 保健安全委員会 自治会PTAを統括し、生活指導及び校外補導にあたる。また、体育・保健衛生・(自治会責任者会)運動会の運営に協力する。
  - (2) 文化研修委員会 会員相互のために知識を高め、現代社会における教養の伝達運営にあたる。
  - (3) 子ども会委員会 地域の実態に即した自主的な子ども会の運営にあたる
  - (4) 二つまたは、それ以上の委員会にまたがる事業については、実行委員会の決定に委ねるものとする。
- 6 各委員会の副委員長は、委員長が委員会の承認を得て委嘱する。
- 7 各常任委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は委員長を代行する。
- 8 各委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 9 特別委員会は、必要のある時に設置することができる。
- 10 事務局は、実行委員会のもとに、会務を円滑に運営するための諸事項を総括する。
- 11 事務局は、事務局長のもとに、書記・会計で構成する。
- 12 常任委員会・特別委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会にはからなければならない。

## 総会

第11条 総会・各種委員会の開催は、次のように定める。

- 1 総会は、原則として、毎年1回年度当初に開催するものとし、会長がこれを招集する。
- 2 臨時総会は、会長が招集する。また、会員総数の十分の一以上の要求がある場合には、開催しなければならない。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 実行委員会は、必要のある時に会長が招集する。
- 5 評議員会及び常任委員会は、必要のある時に会長が招集する。

## 発議権と一般票決

第12条 会員の十分の一以上が、本会に関係のある事項について票決したい旨を実行委員会に提訴した場合、それを総会の審議・討議・票決に付さなければならない。

## 規約の変更

第13条 総会の三分の二以上の賛同を得て、規約の変更を行うことができる。

## 附則

第14条

- 1 この規約は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2 この規約は、昭和54年4月1日改正
- 3 この規約は、昭和56年4月18日改正
- 4 この規約は、昭和57年4月24日改正
- 5 この規約は、平成4年4月25日改正
- 6 この規約は、平成6年4月23日改正
- 7 この規約は、令和2年5月13日改正

## 細則・諸規定への委任

第15条

- 1 本規約の施行、運営上の細則・諸規定等は別に定め、細則・諸規定等の作成は、実行委員会の承認を得るものとする。
- 2 校外補導副委員長若干名及び研修副委員長若干名は実行委員会に参加する。